

## 第0章 はじめに

- 1 本ガイドランスの目的等
- 2 技術流出の経路と本ガイドランスの構成

## 第1章 各章で共通する技術流出対策

- 1 組織体制の構築・リスクマネジメント
- 2 重点的に守るべき技術の特定・評価

## 第2章 生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 計画前・計画段階において取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 海外事業の実施段階において取り組むべき事項
- 4 撤退・契約終了時に取り組むべき事項
- 5 その他の取組事項

## 第3章 人を通じた技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 技術流出を防ぐために未然に取り組むべき事項
- 2 技術流出した場合に取り組むべき事項
- 3 技術者の流出に対して取り組むべき事項

## 第4章 共同研究に伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 計画段階において取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 共同研究の実施段階において取り組むべき事項
- 4 研究終了時に取り組むべき事項

## 第5章 すり合わせに伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 取引開始前に取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 サプライチェーンの中との連携において取り組むべき事項
- 4 サプライチェーンの外との連携において取り組むべき事項

(参考) 研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書について

# (参考) 研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書について

- 研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議は、研究セキュリティの確保に関する取組を構築するため、2025年12月に「**研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書**」を取りまとめている（以下「**手順書**」という）  
※ 詳細について、内閣府HP (<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/yushikisha.html>) 参照
- **手順書の対象は、①研究成果の公開を前提とする競争的研究費のうち、②「重要技術領域リスト」に該当する技術を含む可能性があるものであって、③経済安全保障の観点から特に技術流出の防止が必要であるとして、当該競争的研究費を所管する府省が資金配分機関と相談の上で指定する研究開発プログラム（以下「特定研究開発プログラム」という）**であり、政府、資金配分機関、研究機関及び研究者が実施すべきリスクマネジメントとして、「最低限実施すべき措置」と「実施することが望ましい措置」を示している
- このため、**企業が研究代表機関又は共同研究機関となる場合**においても、特定研究開発プログラムに応募する際に**手順書が求めるリスクマネジメントの実施が必要**となる。手順書は、大学や研究機関等を念頭に置いて策定されているため、研究機関が企業である場合におけるリスクマネジメントの実施に当たっては、**必要に応じて、本ガイダンスの内容を参照されたい**
- もっとも、本ガイダンスは、生産拠点の海外進出等のビジネスも取り上げているほか、手順書が示す「最低限実施すべき措置」や「実施することが望ましい措置」を超えた対応策も記載しているため、**手順書の適用を受ける企業が、本ガイダンスの記載事項を全て遵守することまでは必要でない**
- そこで、企業の便宜のために、**手順書の要求事項について、関連する本ガイダンスの箇所を示す**。なお、手順書の適用を受ける企業においては、手順書の内容を確認されたい



## 研究セキュリティ

国家及び経済の安全を脅かすリスクから研究活動を守るため、研究機関や研究者に求める認識や行動。国や研究機関において守るべきと判断した研究活動を対象とする  
(補足説明) 国家又は経済安全保障を害する研究開発成果等の不当利用、重要技術の流出、研究インテグリティの毀損等のリスクから研究活動を保護すること

## リスクマネジメント

研究セキュリティを確保するため、組織として、重要技術が流出する等のリスクを確認・評価し、必要に応じて、事案発生時における損失・毀損等を抑制するために必要なリスク軽減措置をあらかじめ実施すること。リスクマネジメントには、リスク確認とリスク評価（デュー・ディリジェンスを含む）、リスク軽減措置及びフォローアップの一連の活動が含まれる

# (参考) 研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書について

## <手順書が求めるリスクマネジメント>

### 3-1 日常的に実施する取組

#### (1) 所属研究者の研究活動に関する情報の収集

研究機関は、研究インテグリティのチェックリストに基づき研究者から申告される情報を収集することが必要である。また、所属研究者の論文投稿、雑誌等への掲載、出版物など研究成果に関する情報及び発明・特許等の知的財産に関する情報を収集することが望ましい。

#### (2) 情報管理体制の整備

研究機関は、所属研究者が特定研究開発プログラムに応募する場合又はその予定がある場合は、適切にリスクマネジメントを実施できるよう、リスクマネジメントに必要な情報を管理する体制を整備することが必要である。その際、研究インテグリティのチェックリストに基づき研究者から申告された情報に加え、特定研究開発プログラムへの応募に当たり必要な情報などリスクマネジメントに関する情報を、関係部署が連携して収集し、それらを一元的に管理する体制を整備することが望ましい。

#### (3) データ等の管理に関する情報の収集

研究機関は、以下の①から③に掲げる情報を収集することが望ましい。

- ①「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年12月17日統合イノベーション戦略推進会議）に基づき作成されたデータマネジメントプラン（以下「DMP」という。）に関する情報
- ②当該研究機関における情報システムの管理に関する情報
- ③当該研究機関における各種施設・設備等の管理に関する情報

#### (4) その他の取組

研究機関は、研究インテグリティのチェックリストについて、その運用状況等を踏まえ見直すことが必要である。また、所属研究者が特定研究開発プログラムに応募する又はその予定がある場合は、所属研究者等に対して、研究セキュリティの確保に関する研修受講を奨励することが望ましい。

### 3-2 特定研究開発プログラムへの応募における取組

研究機関は、所属研究者が特定研究開発プログラムに応募する場合、資金配分機関が公募要領で定める期限までに、本手順書に基づくリスクマネジメントを実施することが必要となる。そのため、研究機関は、特定研究開発プログラムへの応募時において、リスクマネジメントの実施体制の整備に向けて準備することが望ましい。その際、以下の①から③までに掲げる事項に留意することが考えられる。

- ①特定研究開発プログラムの運営に関与する者の指名
- ②特定研究開発プログラムの運営に関与する者による守秘義務の遵守の徹底
- ③重要技術の流出などの緊急事態が発生した場合の連絡・対応に係る体制の整備

● 研究者から申告される情報（p182参照）は、**外国の機関等との連携・契約・物品提供等に関する事項**であり、企業で勤務する**従業員にとっては副業・兼業に当たるケース**も多いため、**第3章「1. ⑥副業等を通じた情報流出の防止」を参照**

● 技術流出対策に必要な情報の収集・管理を行うための体制整備については、**第1章「1. ①経営層によるリーダーシップとアクション」・「1. ②司令塔となる部署の設置」を参照**

● 研究過程におけるデータの取得・管理・活用等の情報管理に関する計画書やルールについては、**第4章「3. ①研究計画等における情報の利用・管理ルールの明確化」を参照**

● 運用状況等を踏まえた情報管理の見直しについては、**第3章「1. ②情報管理状況の監査と重要プロジェクトの配置等への反映」を参照**

● ①・②については個別のプログラムごとに様々であるが、③については、**日常的な取組の一環として第1章「1. ②司令塔となる部署の設置」を参照**

# (参考) 研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書について

## <手順書が求めるリスクマネジメント>

### 3-3 資金配分機関が公募要領で定める期限までに実施する取組 (リスク確認・リスク評価)

#### (1) 研究代表機関が実施するリスク確認・リスク評価

##### (i) PI、研究代表機関に所属する研究参画者及び Co-PI について

研究代表機関は、PI、当該研究代表機関に所属する研究参画者及び Co-PI について、以下の①から⑬までに掲げる事項に関する情報（③から⑬まで、⑩及び⑪に関する情報は、応募する日の属する年度を含めた過去3年分とする。）を自己申告させた上で確認し、デュー・デiligenceを実施することが必要である。研究代表機関は、デュー・デiligenceの結果を踏まえ、適宜、資金配分機関と相談・調整しつつ、実施するリスク軽減措置の内容を検討することが必要である。デュー・デiligenceは、自己申告による情報、ソースの情報など各研究代表機関が通常把握し得る情報を用いて実施することとするが、必要な情報が得られない等の理由により十分な実施が困難な者については、必要に応じてリスク軽減措置を実施することが望ましい。

- ①学歴（必要に応じて指導教官等の情報を含む。）
- ②研究経歴・職歴
- ③研究費の取得歴
- ④研究費以外の支援等の取得歴
- ⑤発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者
- ⑥特許の出願状況（共同発明者及び共同出願人の情報を含む。）
- ⑦外国の人材採用プログラムへの参加歴
- ⑧指針に基づく処分歴
- ⑨リストへの掲載の有無
- ⑩リスト掲載機関への所属の有無
- ⑪リスト掲載機関に所属する研究者との関係（共同研究・受託研究の実施、共著論文の執筆・公表及び学会等における連名の口頭発表の実績をいう。）の有無
- ⑫安全保障貿易管理における「非居住者」（一時帰国しその滞在期間が6月未満の日本人等）又は「特定類型」（日本の大学の教授であり外国の大学と雇用契約を締結し教授職を兼職している者、外国政府から留学資金を得ている留学生、外国の人材採用プログラムに参加し多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者等）への該当性
- ⑬その他資金配分機関がデュー・デiligenceの実施に当たり必要と認める事項

##### (ii) 特定研究開発プログラムにより行う研究に関するデータ等の管理について

研究代表機関は、以下の①から④までに掲げる事項の適切性を確認することが望ましい。

- ①特定研究開発プログラムにより行う研究に関する DMP
- ②特定研究開発プログラムにより行う研究の過程で発生する電磁的な形態により管理できないもの（試料等）の管理方針
- ③特定研究開発プログラムにより行う研究において使用される情報システム（PI が管理するものを含む。）の管理方針
- ④特定研究開発プログラムにより行う研究において使用される施設・設備等（建屋、居室、実験室、実験装置等）の管理方針

- 研究に従事する従業員のリスク確認等については、**第4章「1. ② 共同研究に従事する役職員の決定」**を参照
- また、共同研究先の研究者のDDについては、**第4章「1. ⑥ パートナー候補のDDの徹底（関与する個人の観点）」**を参照

- 研究過程におけるデータの取得・管理・活用等の情報管理に関する計画書やルールについては、**第4章「3. ① 研究計画等における情報の利用・管理ルールの明確化」**を参照

## <手順書が求めるリスクマネジメント>

### 3-3 資金配分機関が公募要領で定める期限までに実施する取組 (リスク確認・リスク評価)

#### (1) 研究代表機関が実施するリスク確認・リスク評価

##### (iii) 共同研究機関について

研究代表機関は、共同研究機関（我が国の大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人及び公設試験研究機関以外の機関に限る。）について、以下の①から④までに掲げる事項に関する情報を自己申告させた上で確認し、デュー・ディリジェンスを実施することが望ましい。

- ①共同研究を行う目的
- ②共同研究の対象分野における実績（応募する日の属する年度を含めた過去3年分）
- ③財務状況、（共同研究機関が企業である場合は）資本構成
- ④リストへの掲載の有無

##### (iv) 特定研究開発プログラムにより行う研究に対して支援を行う個人・機関について

研究代表機関は、特定研究開発プログラムにより行う研究に対して助成、寄附、物品の提供等の支援を行う個人・機関（国、地方公共団体など公的機関を除く。以下「支援者」という。）について、以下の①から⑤までに掲げる事項に関する情報を確認し、デュー・ディリジェンスを実施することが望ましい。


- ①支援の内容
- ②支援の目的及び支援の条件
- ③財務状況、（支援者が企業である場合は）資本構成
- ④リストへの掲載の有無
- ⑤（支援者が個人である場合は）リスト掲載機関への所属の有無

##### (v) その他

研究代表機関は、共同研究機関その他個人・機関との間で締結する共同研究契約その他契約・協定について、協力の内容、研究データ等へのアクセス、発明・特許等の知的財産の取扱い及び守秘義務の内容の適切性を確認することが必要である。

- 
- 共同研究先のDDについては、第4章「1. ⑤ パートナー候補のDDの徹底（組織）」を参照

- 
- 共同研究先のDDについては、第4章「1. ⑤ パートナー候補のDDの徹底（組織）」を参照

- 
- 共同研究契約について確認すべき事項については、第4章「2. 契約締結時に取り組むべき事項」の各項目を参照

# (参考) 研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書について

## 3-3 資金配分機関が公募要領で定める期限までに実施する取組（リスク確認・リスク評価）

### (2) 共同研究機関が実施するリスク確認・リスク評価

#### (i) Co-PI 及び共同研究機関に所属する研究参画者について

共同研究機関は、Co-PI 及び当該共同研究機関に所属する研究参画者について、上記(1)(i)に掲げる事項に関する情報を自己申告させた上で確認し、デュー・デシリジェンスを実施することが必要である。デュー・デシリジェンスは、自己申告による情報、ソースの情報など各共同研究機関が通常把握し得る情報を用いて実施することとするが、必要な情報が得られない等の理由により十分な実施が困難な者については、必要に応じてリスク軽減措置を実施することが望ましい。

#### (ii) 特定研究開発プログラムにより行う研究に関するデータ等の管理について

共同研究機関は、上記(1)(ii)に掲げる事項(1)(ii)③において「PI」とあるのは、「Co-PI」と読み替えるものとする。)の適切性を確認することが望ましい。

#### (iii) その他

共同研究機関は、研究代表機関その他個人・機関との間で締結する共同研究契約その他契約・協定について、協力の内容、研究データ等へのアクセス、発明・特許等の知的財産の取扱い及び守秘義務の内容の適切性を確認することが必要である。

## 3-4 リスク軽減措置

研究機関は、リスク確認・リスク評価の結果を踏まえ、リスク軽減措置を実施することが必要であり、また、資金配分機関から追加的なリスク軽減措置の実施を要請された場合は、適切に対応することが必要である。研究機関が実施するリスク軽減措置は、以下に例示するものが考えられるところであり、リスクの程度に応じた合理的な措置であれば足りる。

- ・施設・設備へのアクセス権限の管理
- ・オフキャンパス等の研究場所の確保
- ・取り扱う情報の機微性に応じたミーティング等への参加者の考慮
- ・(研究参画者が学生の場合などにおいて)雇用契約を締結することによるガバナンスの強化
- ・研修の受講による研究セキュリティに関するリテラシーの向上・研究データ等の情報へのアクセス権限の管理
- ・サイバー攻撃への対策の強化

- 研究に従事する者のリスク確認等については、**第4章「1. ② 共同研究に従事する役職員の決定」**を参照

- 研究過程におけるデータの取得・管理・活用等の情報管理に関する計画書やルールについては、**第4章「3. ① 研究計画等における情報の利用・管理ルールの明確化」**を参照

- 共同研究契約について確認すべき事項については、**第4章「2. 契約締結時に取り組むべき事項」**の各項目を参照

- 共同研究契約におけるリスク軽減措置については、**第4章「2. 契約締結時に取り組むべき事項」**及び**「5. 共同研究の実施段階において取り組むべき事項」**の各項目を参照


## 3-5 特定研究開発プログラムにより行う研究の開始後の取組（フォローアップ）

研究機関は、特定研究開発プログラムにより行う研究の開始後、適宜、リスク軽減措置の実施状況等を確認し、その結果を踏まえた取組を実施することが必要である。

特定研究開発プログラムにより行う研究の進展に応じ、研究参画者を追加する場合は、当該研究参画者についてデュー・ディリジェンスを実施する必要がある。研究参画者を新規に採用する場合は、採用に係る公募の段階で、候補者からデュー・ディリジェンスに用いる情報を収集することが望ましい。

研究者から申告された情報に誤りが発覚した場合は、研究機関はその旨を速やかに資金配分機関に報告するとともに、修正された情報に基づき、改めてデュー・ディリジェンスを実施することが必要である。

また、特定研究開発プログラムにより行う研究の実施を通じて蓄積されるリスクマネジメントに関する知見や経験を踏まえたヒヤリハット事例・好事例については、関係行政機関、資金配分機関等の求めに応じて提供することが望ましい。

- 
- いずれの取組についても、基本的には適宜実施状況を確認することが重要である。例えば、**自社における研究であれば、第3章「1. ② 情報管理状況の監査と重要プロジェクトの配置等への反映」を、共同研究の場合には第4章「3. ② 相手方への情報管理体制強化要請とモニタリングの実施」を参照**

## 研究者向け

### 研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト(雛形)

#### 1. 全般的な事項

- 外国の機関・大学等との共同研究や交流等（資金、施設・設備・機器等の物品、人材の受け入れを含む。）に伴う、利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク、技術流出・情報流出につながるリスク、信頼の低下リスク（※）等のリスク（以下単に「リスク」という。）に留意するとともに、リスクが懸念される場合には所属機関の担当部署に相談等をしていますか？

※ 例えば、研究公募への応募において、研究者が、海外では制限が講じられている外国機関との共同研究の情報を提出しなかったことにより、虚偽記載や利益相反を疑われるような事態になり、本人の信頼が低下するリスク

- 研究活動の透明性の確保に係る情報（職歴・研究経歴、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）、外部機関から受けている各種の支援）について、所属機関の規程等に基づき、担当部署に適切な報告等を行っていますか？

#### 2. 外国の機関・大学等との連携・契約や、外国からの報酬・物品の提供に係る手続きに関する事項

- 外国の機関・大学等との連携・契約において覚書（Memorandum of Understanding: MOU）等の書面を交わす際、所属機関の規程等に基づき担当部署に確認や判断を求めるなど、適切な手続きを経ていますか？

✓ 書面を提示していますか？

✓ 連携・契約における自らの機関及び相手方の参加メンバーの情報を提示していますか？

- 外国の機関・大学等から補助金や助成金・報酬（※）・物品の提供を受ける際、所属機関に報告等を行っていますか？また、上述のリスクが懸念されるようになった場合に、所属機関の担当部署に相談等をしていますか？

※ 報酬：奨励金、兼務の給与、賞金、贈答品、寄附金、出張費、講演料、執筆料等

- 外国の機関・大学等と長期間にわたって連携・契約している場合、相手方の参加メンバーや共同で行う研究内容に変化がないかを確認し、実質的な変更があった場合に所属機関の担当部署に報告等していますか？また、上述のリスクが懸念されるようになった場合に、所属機関の担当部署に相談等をしていますか？

- 外国の機関・大学等との書面を交わさない連携や報酬・物品の提供の無い連携を行う場合であっても、リスクがあり得ることを認識していますか？また、リスクが懸念されるようになった場合に、所属機関の担当部署に相談等をしていますか？
- 特定の外国に長期の出張や高頻度な出張を行う場合、必要に応じて所属機関の担当部署に報告等していますか？また、リスクが懸念されるようになった場合に、所属機関の担当部署に相談等をしていますか？
- 外国の機関・大学等と共同で行う研究の過程において、我が国の安全保障や経済・社会に悪影響を及ぼす等の共同研究の目的外使用をされるリスクがあり得ることに留意し、技術情報を提供する際の事前確認や技術情報の管理を適切に行っていますか？また、当該リスクが懸念されるようになった場合に、所属機関の担当部署に相談等をしていますか？

#### 3. 外国の機関・大学等との連携・契約の相手方に関する事項

- 外国の機関・大学等と連携・契約する場合、その組織や相手方の参加メンバーについての情報、連携・契約の目的を確認していますか？

研究者向け「研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト(雛形)」(令和3年12月17日版)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/checklist1.pdf>